

給水装置所有権移転届

水道番号							履歴	
1	2	3	4	5	6	7	0	8

←①

三浦市長

②→ 令和〇年〇月〇日

新所有者 三浦太郎



③→ 電話 046 (881) 〇〇〇〇

三浦市水道事業給水条例第 24 条第 1 号の規定により、下記のとおり所有権を移転したのでお届けします。

④→

給水装置の設置場所	三浦市 城山町 〇番 〇号
-----------	---------------

課長

⑤→

給水装置の種別及び番号	専用・私設消火せん 第 1234 号
-------------	--------------------

⑥→

新所有者	住所	三浦市 城山町 〇番 〇号
	ふりがな	み うら た ろう
	氏名	三浦太郎

GL/主査

⑦→

旧所有者	住所	三浦市 城山町 〇番 〇号
	ふりがな	み うら いち ろう
	氏名	三浦一郎

課員

⑧→

移転年月日	令和 〇年 〇月 〇日
-------	-------------

給水装置所有権移転届の届出方法

- ① 水道番号欄に水道番号(水道料金の領収書に記載されています。)を記入します。分からない場合は、空欄でお願いします。
- ② 給水装置所有権移転届を提出する日を記入してください。
- ③ 新たに所有者となる方の氏名、電話番号を記入し押印してください。
- ④ 給水装置(水道)が設置されている場所(住所)を記入してください。
- ⑤ 給水装置の種別番号の欄の専用を○で囲み専用栓番号を記入してください。番号が分からない場合は、空欄でお願いします。
- ⑥ 新たに所有者となる方(新所有者)の住所、氏名、ふりがな、を記入し押印してください。
- ⑦ 今まで所有者であった方(旧所有者)の住所、氏名、ふりがな、を記入し押印してください。
- ⑧ 所有権を移転した日、又は移転する日を記入してください。  
(未記入の場合、又は所有権移転をした日からすでに1箇月以上経過したものについては、提出日を所有権移転日とさせていただきます。)
- ※ ③⑥⑦について、所有者自ら署名した場合は、捺印(押印)は不要です。なお、法人の場合は、押印が必要です。
- ※ 押印は、朱肉を用いる印鑑で押印してください。  
ネームスタンプ等インク式の印鑑で押印したものは、受理できませんので注意してください。
- ※ 所有者の住所・氏名が、変わった場合(法人名等を変更した場合も)、「給水装置所有者変更届(第 22 号様式)」で提出してください。

## 旧所有者が死亡、又は不明等の場合の取り扱い

### ケース1 (同居していた旧所有者が亡くなった場合)

新たに所有者となる方が、既に亡くなった方と給水装置場所に同居していたご家族の場合は、住民基本台帳で旧所有者の親、子、配偶者等、続柄を市の職員が住民基本台帳等で確認できれば給水装置所有権移転届を受理します。

給水装置所有権移転届の記入例⑦旧所有者欄に、旧所有者氏名を記入、余白に( )書きで死亡年月日を記入し押印はしないでください。

※ 既に亡くなった方が、複数の給水装置を所有していた場合は、その内の同居していた家屋の給水装置のみ上記方法で所有権を移転できます。他の給水装置については相続手続きが完了後、下記ケース2と同様に関係書類を添付し届けてください。

### ケース2 (不動産売買等において旧所有者から認印をもらえない場合)

不動産売買、特に仲介による売買等において時間が経過してしまうと旧所有者と連絡が取れなくなり認印をもらえない場合があります。

このような場合は、給水装置所有権移転届に、新所有者が土地若しくは家屋の権限を有することを証明する書類として、以下のいずれか1つを添付して届出してください。

- 不動産登記事項証明書(写)  
※借地の場合、家屋の不動産登記事項証明書(写)
- 不動産売買契約書(写)  
※借地の場合、借地契約書等(写)
- 競売による取得が確認できる書類(写)

### ケース3 (ケース1、2以外で、新所有者が権限を有することを証明する書類を提出できない場合)

旧所有者の署名又は記名押印を得ることができず、登記事項証明書など公的な証明も得ることができない場合、利害関係人等から異議の申出があるときや、本件により紛争等が発生した場合に、水道事業者には一切の責任を問うことなく、申請者の責任において当事者間で解決する旨が記載された誓約書を添付することで届出ができます。

- 誓約書(任意様式、別添参照)